

1 目的

障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現

2 基本理念

全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解すること

3 市の責務

障がいのある人に対する差別を解消するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること

4 市民・事業者の役割

- (1) 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別を解消する取組みを市と一体となって行うよう努めること
- (2) 障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人と の交流を深めるよう努めること

5 条例で禁止している事項

市・事業者に対して、福祉サービスや医療など9分野における差別
(不利益な取扱い・合理的配慮の不提供) を法的義務で禁止

- 不利益な取扱い…正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人にはつけないような条件を付けたりすること
- 合理的配慮の不提供…障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、又は意思の表明がなくても何らかの配慮が必要なことを認識しうる場合に、その人の人権・意向を尊重して、過重な負担でないにも関わらず、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないこと

6 差別の未然防止策

- (1) 障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施
- (2) 社会的障壁の除去に関する協議提案を行う「条例推進会議」の設置

7 差別の事後対応策

- (1) 障がい種別・内容を問わずにに対応する「相談機関」を設置
- (2) 助言・あっせんの必要性について建議する「調整委員会」を設置
- (3) 条例の実効性確保のため、「助言・あっせん、勧告、公表」を規定

8 障がいのある人の自立・社会参加のための支援

- (1) 教育…個別の教育支援計画の策定の義務化（市立学校を対象）
- (2) 保育…個別の支援を行うための計画の策定の義務化
(市立保育所・市が認可する保育所を対象)
- (3) 適切な説明・情報提供

9 その他条例の特徴・解釈

- (1) 市民にとって親しみやすい・分かりやすい条例にするため、文体を「です・ます」体としています。
- (2) 差別解消法では、事業者に対する合理的配慮の提供は努力義務としてはいますが、この条例では法的義務としています
- (3) 障がいのある人の意向を尊重して、必要な合理的配慮を提供することとしています。
- (4) 差別解消法では、合理的配慮の発生要件を「障がいのある人から意思の表明があった場合」としていますが、この条例では「障がいのある人が何らかの配慮を必要としていることを認識しうる場合」も含めています
- (5) 障がいのある人が合理的配慮を必要としていることが認識できない場合、合理的配慮の提供義務は発生しません
- (6) 一般私人の関係（隣人・家族関係など）における差別は、この条例の対象ではありません
- (7) 差別を法的義務で禁止していますが、話し合いによる解決を優先します
- (8) バリアフリー化などの環境の整備については、合理的配慮と別の位置付けになります
- (9) 罰則は規定していません

①不利益な取扱いの具体例

- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断ること。
- ・アパートの契約の際、障がいがあることを理由に、アパートを貸さないこと。
- ・車椅子を利用していることを理由に、入店を断ること。

などは、障がいのない人と違う扱いをしているため、「不利益な取扱い」であると考えられます。
ただし、正当な理由がある場合は、「不利益な取扱い」にあたりません。

②合理的配慮の不提供の具体例

- ・聴覚障がいのある人に声だけで話すこと。
- ・視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げないこと。
- ・知的障がいのある人にわかりやすく説明しないこと。

などは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないことになります。

障がいのある人が困っている時にその人の求めに応じて、その人に合った調整や工夫を行うことを合理的配慮といいます。

本市の条例においては、障がいのある人からの求めがなくても、何らかの配慮を必要としていることを認識しうる場合にも、合理的配慮の提供義務が発生します。

ただし、障がいのある人が合理的配慮を必要としていることが認識できない場合、又は合理的配慮の提供が過重な負担になる場合には、合理的配慮の提供義務は発生しません。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の特徴

1. 「です・ます調」の条文【全体】

親しみやすい・わかりやすい条例とするため、条文を「です・ます調」にしています。

2. 前文で基本理念を規定【前文】

前文では、誤解や偏見、無理解等により、障がいのある人が差別感や生きづらさなどを抱えている状況が多くあることから、その解消を図るために、「全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解すること」を基本理念とした条例を制定しています。

3. 差別について、分野別に個別具体的に規定【第2条第3号】

何が差別にあたるか、市民に明確に示しています。

4. 民間事業者に対する合理的配慮の不提供について、法的義務として禁止【第2条第3号・第5条】

障害者差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮を努力義務としています。しかし、努力義務では、障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除く、話し合いのテーブルに着かないことが考えられるため、市条例では法的義務としています。ただし、法的義務としていますが、話し合いにより互いの理解を深めることで解決を目指します。

5. 合理的配慮の発生要件を「障がいのある人（意思疎通が困難な障がいのある人の場合はその支援者）が社会的障壁の除去を求めている場合」と「障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき」と規定【第2条第4号】

障害者差別解消法では合理的配慮の発生要件を「障がいのある人が社会的障壁の除去を求めている場合」としていますが、障がいのある人から求めがあつた場合だけではなく、周りの人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合にも、合理的配慮を提供すべきと考え、合理的配慮の発生要件に「障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき」としています。

6. 合理的配慮を提供する場合において、障がいのある人の「意向を尊重し」と規定【第2条第4号】

障がいのある人に合理的配慮を提供する場合、その人の意向が尊重されるべきと考え、「意向を尊重し」としています。

7. 条例推進会議の設置【第8条】

社会的障壁の除去に係る取組みについて協議・提案する条例推進会議を設置します。

8. 相談機関の設置【第9条】

障がいのある人の生きづらさや差別感を解消するため、障がい種別・内容を問わず全ての相談に対応する相談機関を設置します。合理的配慮が法的義務とされる民間事業者の支援策として、民間事業者も相談機関に相談できます。

9. 助言・あっせん、勧告、公表【第10～15条】

条例の実効性の確保のため、助言・あっせん、勧告、公表の規定を設けますが、罰則は設けないこととします。また、合理的配慮が法的義務とされる民間事業者の支援策として、差別を行ったとされた民間事業者も助言・あっせんの申立てが出来ることとしてます。

9. 調整委員会の設置【第16条】

助言・あっせんの必要性について建議する調整委員会を設置します。

10. 市立学校において「個別の教育支援計画の作成」・市立保育所等において「個別の支援を行うための計画の作成」を法的義務として規定【第17条・第18条】

「個別の教育支援計画」・「個別の支援を行うための計画」の作成について、指導要領・保育所保育指針では努力義務となっていますが、この条例では法的義務とすることで、障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うこととしています。

条例が求める主なもの

【市】

- (1) 障がいを理由とした差別の解消を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を推進すること
- (2) 不当な差別的行為を行わないこと（法的義務）
- (3) 障がい特性に考慮した合理的配慮を行うこと（法的義務）
- (4) 障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施
- (5) 適切な説明及び情報提供を行うこと

サービス提供、教育、道路・建物の整備、雇用、医療、情報提供などの様々な場面

【市民】

- (1) 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした差別解消の取組みを市と一体となって行うこと
- (2) 障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めること
- (3) 障がい等を理由とした差別（不当な差別的行為・合理的配慮の不提供）を受けた場合、相談機関・調整委員会が対応

【事業者】

- (1) 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした差別解消の取組みを市と一体となって行うこと
- (2) 障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めること
- (3) 不当な差別的行為を行わないこと（法的義務）
- (4) 障がい特性に考慮した合理的配慮を行うこと（法的義務）
- (5) 適切な説明及び情報提供を行うこと
- (6) 障がいを理由とした差別（不当な差別的行為・合理的配慮の不提供）を行ったとされた場合、相談機関・調整委員会が対応

サービス提供、教育、道路・建物の整備、雇用、医療、情報提供などの様々な場面